時事新報

米商會所株式取引所株式價格表

新潟	同	百圓
兵庫	同	百圓
濱田	同	百五十圓
金澤	同	百圓
桑名	同	百二十圓
松山	同	百二十圓
名古屋	同	百二十圓
赤間關	同	百八十圓
岡山	同	百四十圓
合計		五十三万五千圓

全國株式取引所株式價格表

東京	二十万圓	百四十圓
横濱	百三十圓	二百六十圓
合計	三十万圓	八十三万圓

前表の如くなれば政府が書相場所の株式と買上ぐるに就て差向き支出わ屬を可き所は之を極度と見積りても米商會所に於て四十七萬九千五百圓株式取引所に於て八十三萬圓合計百三十萬九千五百圓わ過ぎず高の知れさる金額にして一箇人々の損害としては衆人の迷惑も容易ならざる可しと雖ども政府は之を處分をるにはゞ の道其損害を補ふの工夫ある可べや燒を容さず或はプールスを設置すれば書相場所株主は書相場所株式を損害するか如くなれども之れに由て更に新利益を生じて之を享受する人と現するが故わ深く患ふるに足らざるあり と云ふ者もあらんなれども株主等は書相場所株式を損害するの如き未だ人の財産に屬せずして無形不確定なるものあり新利益の如きは未だ人の財産に屬せずして無形不確定のものなり 今ふの無形不確定のものを生ずれバとて株主等の有形確定したる財産を損害するが如きは一國財産の安固を害し經濟上の變動を起すものにして決して善良の處置と云ふ可からざれば我政府に於てはプールス條例を思考もそと同時に書相場所の處分柔をも熟慮するは誠に當然の勢なるが故に我輩は我政府が今後いよ〳〵プールス條例と實施するの後、果まて如何に書相場所を處分もそか偏に其善後の方策に注目せんと欲するものなり

官報

○菓子營業人納稅に係る質議　去る十八日解閣令より菓子製造兼小賣營業にして雇四人を有するもの納稅後りの製造を廢し單に雇一人の小賣とありしが其半期中再び雇一人を增し製造兼小賣とありしものあり右は前の製造一旦廢業したるものに付き更に製造に對し二圓五十錢の營業稅を徵收し然るべきものと思考するも明治十八年六月二十六日栃木縣會に云ふ小賣營業者雇（四人あるもの）より賦書並に回答書「栃木縣第會に云ふ小賣營業者を廢し御賣一方に轉じたるときは稅額の半期中（納稅後を云ふ）該營業を廢し御賣一方に轉じたるときは稅額の半期中（納稅後を云ふ）該營業を廢し御賣一方に轉じたるものに付き更に製造に對し二圓五十錢の二圓の差額を生ずるも追徵するの吸りにあらずや（回答）御賣に轉業するものは其差額を追徵す」の精神に據れば其半期中既に納稅しあるを以て更に營業稅徵收せざるも可ある者の如し又茲に一の論點を揭ぐれば義理に製造兼小賣たりしとき雇三人以上ある者の稅金半期五圓を納めたるは即に製造のみならず併せて小賣稅をも納めたるもの